

○吹田市立男女共同参画センター条例施行規則

平成14年10月31日規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立男女共同参画センター条例（平成14年吹田市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 吹田市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請)

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。

2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 抽選申込み 使用日の4月前の日の属する月の25日から末日まで
- (2) 先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで

3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から起算して7日以内（先着申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の前日まで）に、使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の当選又は先着申込みは、なかったものとみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。

(使用許可書の交付及び提示)

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 センターの施設を引き続き使用できる期間は、3日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第7条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添

付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用附属設備、使用目的又は使用人数の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過(第4条及び第5条に定める手続により許可を受けた使用時間と引き続く条例別表に使用料の定めのある時間帯以外の時間に使用することをいう。)は、使用日の当日に限り申請することができるものとし、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第11条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合とし、その場合において減額し、又は免除する使用料の額は、使用料の全額とする。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。ただし、市長が適当と認める者にあつては、必要な書類を提示することで足りるものとする。

(使用料の充当及び還付)

第12条 使用者が使用取消届を提出した場合(既納の使用料がある場合に限る。)において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。

2 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割

(2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料(充当をしたときは、その額を控除した額)の5割

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に押印の上、使用許可書

その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第14条 職員がセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(運営審議会の委員の委嘱)

第17条 条例第10条第1項に規定する吹田市立男女共同参画センター運営審議会(以下「運営審議会」という。)の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 市民 4人以内
- (3) 市内の公共的団体の代表者 5人以内
- (4) 事業者 1人以内

(運営審議会の会長及び副会長)

第18条 運営審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営審議会の会議)

第19条 運営審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営審議会の運営に関する事項)

第20条 前2条に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、運営審議会の意見を聴いて会長が定める。

(運営審議会の庶務)

第21条 運営審議会の庶務は、男女共同参画センターにおいて処理する。

(申請書等の様式)

第22条 この規則に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(省略)

附 則(令和2年3月31日規則第56号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月10日規則第1号)

この規則は、令和5年2月13日から施行する。